

申請の手引き

大竹市木造住宅耐震診断補助事業は、民間所有の木造住宅の耐震診断の費用の一部を大竹市が補助する制度です。

■対象となる住宅

(大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第2条第1項)

●大竹市内に存する木造在来軸組構法及び伝統的構法の住宅で、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- ア 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅、又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供するものに限る。以下「住宅」という。）であること。
- イ 居住の実態があること。
- ウ 地階を除く階数が2以下であること。
- エ 国、地方公共団体、その他公的団体が所有するもの以外であること。

－ 目 次 －

大竹市木造住宅耐震診断費補助事業のフロー	2
----------------------------	---

■耐震診断に関する申請の手続き

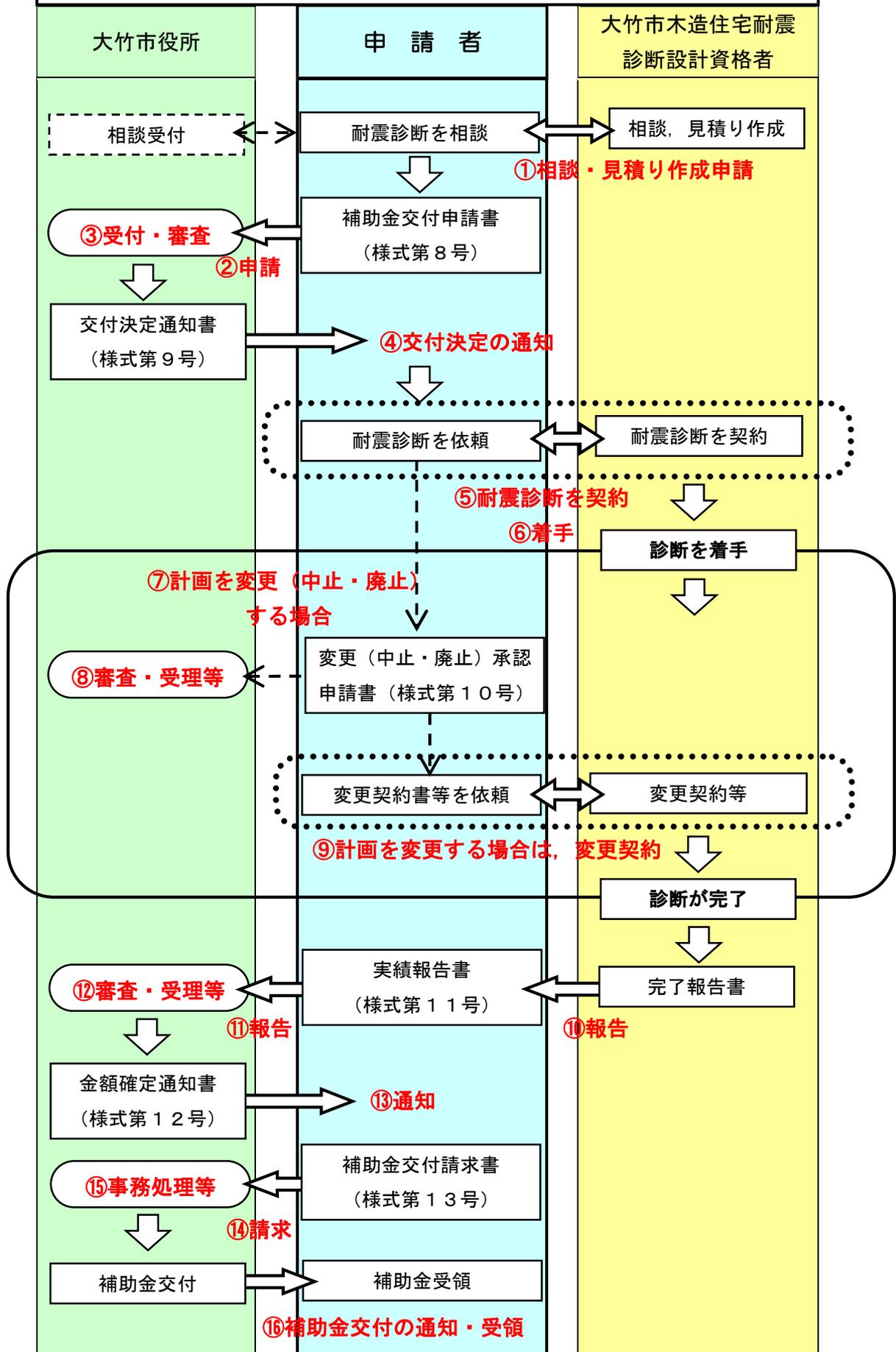
1. 注意事項（ご確認ください）	3
2. 耐震診断に係る補助金額について	3
3. 耐震診断に係る補助交付申請について	4
4. 計画に変更があった場合について	5
5. 計画の取り止めについて	5
6. 耐震診断実績報告について	5
7. 補助金の請求について	6

■様式集，記入上の注意

・ 様式第 8 号 大竹市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書	7
・ 様式第 10 号 大竹市木造住宅耐震診断費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書	8
・ 様式第 11 号 大竹市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書	9
・ 様式第 13 号 大竹市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書	10

■耐震診断に関する申請の手続き

大竹市木造住宅耐震診断費補助事業のフロー



1. 注意事項（ご確認ください）

- (1) 本制度を利用して耐震診断を行う場合、木造住宅耐震診断設計資格者として大竹市に資格登録されている建築士から選択していただきます。資格登録されていない事業者にも耐震診断を受けても補助は受けられません。
- (2) 大竹市に資格登録されている木造住宅耐震診断設計資格者名簿は、広報等のほか、大竹市役所の都市計画課にて閲覧することができます。
- (3) 耐震診断に係る補助金の交付決定通知が行われる前に、耐震診断の実施の契約を締結してしまうと、補助は受けられません。
- (4) 補助金の支払いは、耐震診断の完了後になります。事業を取り止めた場合などは、補助金は支払われません。
- (5) 借家住宅にあつては、必ず当該住戸の所有者自らが申請を行ってください。居住人が代理などで申請することはできません。

2. 耐震診断に係る補助金額について

耐震診断に係る補助額は、耐震診断に要する経費の3分の2の額

（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）以内となります。

ただし、3万円が上限となります。

【計算例その1】

（耐震診断に要した経費が、40,000円であった場合。）

① 3分の2の額となるため、

$$40,000 \times 2/3 = 26,666.66\cdots$$

② 1,000円未満の端数は切り捨てとなり、上限金額の3万円以下であるため

$$26,666.66\cdots = \underline{26,000\text{円}} \text{ となります。}$$

【計算例その2】

（耐震診断に要した経費が、50,000円であった場合。）

① 3分の2の額となり、1,000円未満の端数は切り捨てとなりますが・・

$$50,000 \times 2/3 = 33,333.33\cdots$$

② 上限金額の3万円以上であるため、補助額は 30,000円 となります。

3. 耐震診断に係る補助金交付申請について

●3. 1 申請に必要な書類（申請部数：正本1通・副本1通）

- (1) 大竹市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（要綱様式第8号）【記入例：P7】
- (2) 住民票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書
- (3) 当該住宅に係る登記事項証明書（原本）その他当該住宅の所有者がわかるもの
- (4) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日がわかるもの
- (5) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
- (6) 納税証明書（市税等の滞納がない旨の証明）（原本）
- (7) その他書類

- ① 委任状（申請者以外で木造住宅耐震診断設計資格者が申請する場合）（別紙）
- ② 付近の見取り図を提出していただく場合がございます。ご協力ください。

* 借家住宅にあつては、当該住戸の所有者自らが申請を行ってください。仮に入居者が所有者の同意書をご用意されても、申請はお受けできません。

●3. 2 申請の方法

必要書類を作成の上、大竹市役所の都市計画課まで提出してください。

以下の各申請の受付は全てこちらからとなります。

【問合せ先】

〒739-0692

広島県大竹市小方1丁目11番1号

大竹市 建設部 都市計画課 建築住宅係

TEL 0827-59-2168 / FAX 0827-57-7149

受付時間：平日8時30分～17時15分

●3. 3 申請後の流れ

- (1) 申請された内容を審査し、耐震診断の補助金の交付を決定したときは、耐震診断費補助金交付決定通知書（様式第9号）を交付いたしますので、**この通知書を受理してから、耐震診断の実施に係る契約（契約者名と申請者名は必ず同一としてください。）を締結してください。**
- (2) 補助金交付決定通知書は補助金の支払いをお約束するものではありません。耐震診断が行われなかった場合や、その他要綱等に違反した場合などは、補助金は支払われませんのでご注意ください。

4. 計画に変更があった場合について

耐震診断に係る内容に変更が生じた場合は、必ず変更承認申請を行ってください。

●4. 1 申請に必要な書類（申請部数：正本1通・副本1通）

- (1) 大竹市木造住宅耐震診断費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書
（様式第10号）【記入例：P8】
- (2) 変更する内容が確認できる書類

●4. 2 申請の方法

必要書類を作成の上、大竹市役所の都市計画課まで提出してください。

5. 計画の取り止めについて

事情により、計画を取り止める場合は、必ず届け出を行ってください。

●5. 1 届け出に必要な書類（申請部数：正本のみ1通）

- ・大竹市木造住宅耐震診断費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書
（様式第10号）【記入例：P8】

●5. 2 届け出の方法

必要書類を作成の上、大竹市役所の都市計画課まで提出してください。

6. 耐震診断実績報告について

●6. 1 報告に必要な書類（申請部数：正本1通・副本1通）

- (1) 大竹市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書（様式第11号）【記入例：P9】
- (2) 耐震診断結果報告書の写し

●大竹市木造住宅耐震診断設計資格者が作成した耐震診断結果報告書の写しを一式添付してください。

●耐震診断結果報告書には以下の資料も必ず添付してください。

- ・建物配置図（図面縮尺1/100～200程度、敷地の高低差を明示する）
- ・各階平面図（図面縮尺1/100、筋交い等の耐力壁の位置を明示する）
- ・写真（建物の全景（建物とは別に道路・外構等が分かるもの）、小屋裏、床下、及び劣化の度合い等状況が分かる箇所を各数枚）

●耐震診断結果報告書の診断表については、財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法 木造住宅の耐震精密診断と補強方法（改訂版）」としてください。

(3) 耐震診断の実施に関する契約書の写し

計画の変更に伴い変更契約をした場合は、変更契約書の写しを添付してください。

(4) 耐震診断に要する費用の請求書の写し又は領収書の写し

●6. 2 報告の方法

必要書類を作成の上、大竹市役所の都市計画課まで提出してください。

●6. 3 報告後の流れ

報告された内容を審査して、大竹市の定めた要綱等に適合すると認め、交付すべき補助金の額を確定したときは、大竹市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書(様式第12号)を交付いたします。

7. 補助金の請求について

●7. 1 請求に必要な書類 (申請部数: 正本のみ1通)

・大竹市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書(様式第13号)【記入例:P10】

●7. 2 請求の方法

必要書類を作成の上、大竹市役所の都市計画課まで提出してください。

●7. 3 請求後の流れ

所要の事務処理後に、補助金が指定口座に振り込まれます。

大竹市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書

平成 ☆年 ☆月 ☆日

大 竹 市 長 様

フリガナ

申請者 氏 名

住 所

電話番号



押印してください

年度において、木造住宅耐震診断費補助金の交付を受けたいので、大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

●住宅概要

住宅概要	建物所在地※	大竹市☆☆☆☆			
	用 途	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅（ <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他） ※述べ面積1/2以上を居住の用に供するものに限ります。			
	規 模 (床 面 積)	階	住宅部分	住宅以外の部分	合 計
		2階	☆☆.☆☆m ²	m ²	☆☆.☆☆m ²
		1階	☆☆.☆☆m ²	☆☆.☆☆m ²	☆☆☆.☆☆m ²
			延べ面積		☆☆☆.☆☆ m ²
構 造・工 法	木造 ☆階 建て ・ 在来軸組構法 ※ツーバイフォー構法，丸太組構法，プレハブ構法等は対象外です。				
建 築 時 期	☆☆年 ☆☆月 ☆☆日 ※昭和56年5月31日以前に着工されたものが対象です。				
耐震診断を行う木造住宅耐震診断設計資格者名	登録番号	第	☆☆☆☆	号	
	氏 名	☆☆☆☆			
木造住宅の耐震診断に要する費用の見積額	金 _____ ☆☆, ☆☆☆ 円				

該当箇所にチェックしてください

依頼しようとする木造住宅耐震診断設計資格者について、資格者登録名簿に記載済みの内容を記入してください

見積書から転記してください

備考

- 1 建物所在地の欄には、建物がある土地の地名地番を記入すること。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 住民票の写し
 - (2) 当該住宅に係る登記事項証明書その他当該住宅の所有者が確認できる書類
 - (3) 当該住宅に係る建築確認通知書の写しその他当該住宅の建築年月日が確認できる書類
 - (4) 耐震診断に要する費用の見積書又はその写し
 - (5) 補助申請者に係る市税等の滞納がないことが確認できる書類
 - (6) 補助申請者が当該住宅の所有者でない場合にあつては、当該所有者の同意書
 - (7) その他市長が必要と認める書類

大竹市木造住宅耐震診断費補助事業変更（中止・廃止）承認申請書

平成 ☆年 ☆月 ☆日

大 竹 市 長 様

大竹市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書(様式第9号)に記載されている年月日と番号を記入。

フリガナ

申請者 氏 名

住 所

電話番号

印

押印してください

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大竹市木造住宅耐震診断費補助金について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第9条の規定により申請します。

補助対象建築物所在地	大竹市 ☆☆☆☆
変更の内容 変更の理由 又は 中止・廃止の理由	具体的に記入。
変更・中止・廃止 予定年月日	年 月 日
添 付 書 類	大竹市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書の写し

備考 補助対象建築物所在地には、建物がある土地の地名地番を記入すること。

大竹市木造住宅耐震診断費補助事業実績報告書

平成 ☆年 ☆月 ☆日

大 竹 市 長 様

大竹市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書(様式第9号)に記載されている年月日と番号を記入。

フリガナ
申請者 氏 名
住 所
電話番号



押印してください

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定があった木造住宅の耐震診断の実績について、大竹市木造住宅耐震診断補助事業実施要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

木造住宅 耐震診断	着手年月日	年 月 日	上部構造評価の最小値を記入してください。その際、該当の階数、X・Y方向の別も記入してください。
	完了年月日	年 月 日	
補助金の交付決定額	金 ☆☆, ☆☆☆ 円		
耐震診断結果	・総合評価における上部構造評点（最小値）、その他 ☆. ☆☆（☆階, ☆方向）		
耐震診断を行った木造住宅 耐震診断設計資格者名	登録番号	第 ☆☆☆ 号	
	氏 名	☆☆☆☆	
補助対象経費※	金 ☆☆, ☆☆☆ 円		
途中計画の変更の有無	<input type="checkbox"/> あり（ 回） <input checked="" type="checkbox"/> なし		
添付書類	① 耐震診断結果報告書の写し ② 耐震診断の実施に関する契約書の写し ③ 耐震診断に要する費用の請求書の写し又は領収書の写し ④ その他、市長が必要と認める書類		
備考			

※補助対象経費の欄には、木造住宅耐震診断設計資格者に支払った金額（領収書の額）を記入すること。

大竹市木造住宅耐震診断費補助金交付請求書

平成 ☆年 ☆月 ☆日

大 竹 市 長 様

大竹市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書(様式第12号)に記載されている年月日と番号を記入。

フリガナ

申請者 氏 名

住 所

電話番号

印

押印してください

年 月 日付け 第 号の大竹市木造住宅耐震診断費補助金額確定通知書

により通知のあった木造住宅耐震診断費補助金について、次のとおり請求します。

補助金の確定額	金 ☆☆, ☆☆☆ 円
交付請求額	金 ☆☆, ☆☆☆ 円
口座振込み先	☆☆☆☆ 銀行 ☆☆☆☆ 店 1. 普通 2. 当座 口座番号 ☆☆☆☆☆☆ (フリガナ) 口座名義 ☆☆ ☆☆
備考	口座名義人は、申請者と同一でないと補助金を受け取ることができません。